



# 支援プログラム未公表減算

## ➤ <対象サービス>

児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援

## ➤ <要件>

所定の日付までに「支援プログラム」の作成、公表および、岐阜市へ公表方法・公表内容の届出を行っていない事業所



# 支援プログラム未公表減算

➤ <算定される単位数>

所定単位数の100分の15を減算

➤ <適用期間>

届出がされていない月から届出が解消されるに至った月まで

➤ <提出書類>

1. 障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書
2. 障害児通所支援給付費等の算定に係る体制等状況総括表



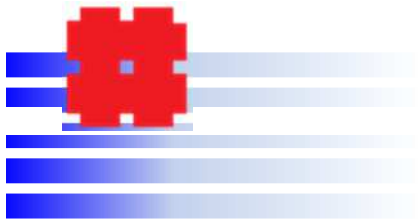
# 支援プログラム未公表減算

➤ <支援プログラム参考様式>

子ども家庭庁ホームページ

[https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline\\_tebiki](https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki)

にて児童発達支援・放課後等デイサービスそれぞれ掲載



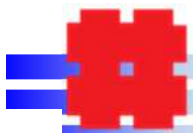
# 児童指導員等加配加算と 専門的支援体制加算について

◇次のケースが発生した場合は、加算が算定できない可能性があります。

- (1)事業所において定める定員を超えて、利用者を受け入れた日(いわゆる定員超過)において、加算の対象職員を基準人員として配置せざるを得ない場合
- (2)基準人員の職員が欠勤した際に、加算の対象職員を基準人員として配置せざるを得ない場合

◇事業所に求められる対応

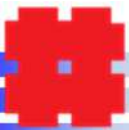
- (1)事業所において定める定員の遵守
- (2)余裕をもって人員を配置できる体制を構築する



# 関係機関連携加算

関係機関と連携し個別支援計画の作成や情報共有、連絡調整を行った場合に算定できます。

関係機関 連携加算Ⅰ	保育所や学校等との個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催し、連携して個別支援計画の作成等をした。	電話の やりとり のみで の算定 不可	同一月 に両方 の算定 不可
関係機関 連携加算Ⅱ	保育所や学校等と児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行った。 <b>障害児相談支援事業所が主催するサービス担当者会議への参加の場合は算定不可</b>		不可
関係機関 連携加算Ⅲ	児童相談所、こども家庭センター、医療機関等と、情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行った。		
関係機関 連携加算Ⅳ	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整・相談援助を行った。		



# 入浴支援加算

医療的ケアが必要な者(児) ※1 または重症心身障害者(児) に対して、入浴に係る支援を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算します。

生活介護	80単位/1日
児童発達支援	55単位/1日(月8回を限度)
放課後等デイサービス	70単位/1日(月8回を限度)

## 注意!

算定には、受給者証に「入浴(医ケア) ※2」「入浴(重心)」の記載が必要になります。

- ※1 医療的ケア判定スコア表に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態にある者(児)。
- ※2 入浴(医ケア)の記載には医療的ケア判定スコア表の岐阜市への提出および事業所での保管が必要。